

PTA会則



令和 8 年度改訂

さいたま市立指扇小学校 P T A

保存版

※この冊子は PTA 会費で作成されています

目 次

PTA会則・ ・ ・ ・ ・ 1

細則・ ・ ・ ・ ・ 5

旅費規程・ ・ ・ ・ ・ 11

慶弔表彰規程・ ・ ・ ・ ・ 12

個人情報取扱規程・ ・ ・ ・ ・ 14

学校の沿革・ ・ ・ ・ ・ 16

さいたま市立指扇小学校 P T A 会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、さいたま市立指扇小学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2章 目的と活動

第2条 本会は、保護者と学校職員が協力して、児童の健全な成長を願い、その福祉の向上と教育環境の充実振興をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次に掲げる方針に従って活動する。

- 一 児童の教育と福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 二 営利的・宗教的・政治的活動を目的とする諸団体、諸活動には関係しない。
- 三 広く教育に関して、学校その他の公的機関に対し参考資料等を提出しその意見を述べることができる。但し学校の管理運営・人事については干渉しない。

第4章 事業

第4条 本会は、その目的と方針に基づき次に掲げる事業を行う。

- 一 家庭と学校と社会の教育的連携
- 二 教育環境の整備
- 三 よりよい保護者・教師となるための研修
- 四 教育的諸行事の企画・実行および奨励
- 五 児童・会員の福祉・厚生・保健
- 六 その他本会の目的達成に必要な事業

第5章 組織および会員

第5条 本会は、さいたま市立指扇小学校在籍児童の保護者と学校職員で組織する。

第6条 本会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第7条 本会の会員は、次により会費を納めることとする。

- 一 会費は月額 250 円とする。
- 二 会費は原則として年1回払いとする。

第6章 経理

第8条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得るものとする。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 役員

第12条 本会に次の役員をおく。

- 一 参与 1名(学校長)
- 二 会長 1名

- 三 副会長 若干名(内1名は教頭)
- 四 幹事 若干名(内1名は教務主任)
- 五 会計 若干名(内1名は学校職員)
- 六 会計監査 4名
- 七 各クラス委員
- 八 各専門部員

2 必要に応じて、本会に次の役員をおくことができる。

- 一 補佐 若干名

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 参与は本会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第15条 会長・副会長は次の職務を行う。

- 一 会長は、本会を代表して会務を統轄し、会議を招集する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時、または不在の場合はその職務を代行する。
- 2 会長は選挙推薦委員会、会計監査の会議を除くすべての会議に出席し、意見を述べるができる。
- 3 会計年度開始日から当年度の予算が定期総会にて承認されるまでの間、会長は暫定予算を策定し、執行できる。
- 4 前項に定める暫定予算の執行範囲は細則で定める。
- 5 第3項に定める暫定予算と執行状況は、定期総会で報告する。

第16条 幹事は次の職務を行う。

- 一 総会、常任委員会、本部会等の議事を記録する。
- 二 上記記録・通信・その他書類の保管をする。
- 三 常任だよりを発行する。
- 四 会長の指示に従い本会の庶務を行う。

第17条 会計は次の職務を行う。

- 一 総会で決定した予算に基づき会計事務を処理する。
- 二 総会において会計監査を経た決算を報告する。
- 三 本会の財産を管理する。
- 四 年度予算案の作成に協力する。

第18条 会計監査は次の職務を行う。

- 一 必要に応じ、または会長の請託により随時会計監査をする。
- 二 年度末に当年度決算の会計監査を行い、これを総会に報告する。

第19条 補佐は次の職務を行う。

- 一 第15条から第17条に条に定める職務を補佐する。

第20条 本会に顧問および相談役をおくことができる。顧問および相談役は、本校元PTA会長等の学識経験者で、常任委員会の承認を得て会長が委託する。

第8章 役員の選出

第21条 第12条第1項第一号から第五号及び第2項第一号に定める役員を本部役員と称する。

- 2 本部役員は、細則の定めるところにより選出し、総会で承認を得る。

第22条 会計監査は、細則の定めるところにより選出し、総会の承認を得る。ただし、監査は他の役職を兼ねることはできない。

第23条 クラス委員・専門部員は細則の定めるところにより選出する。

2 クラス委員は学年ごとに細則の定めるところにより正副学年委員長を選出する。

3 各専門部は、細則の定めるところにより正副部長を選出する。

第9章 総会

第24条 総会はPTAの最高決議機関であり、全会員で構成する。

2 定期総会は毎年1回、原則として年度当初にPTA会長が召集する。

3 臨時総会は会員の5分の1以上の要求があったとき、または会長が必要と認めたときに開催する

第25条 総会は、会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席を以って成立とする。

第26条 総会は、次の事項を決議する。

一 前年度の活動報告および決算の承認

二 当年度の活動計画および予算の承認

三 役員の承認

四 会則の改廃

五 その他重要事項

第27条 総会の議事は、会則の改廃を除き、出席会員(委任状を含む)の過半数をもって決する。なお委任者名が明記されていない委任状は、これを議長に委任したものとする。

第10章 常任委員会

第28条 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員・正副学年委員長・正副専門部長・正副選挙推薦委員長で構成する。

第29条 常任委員会は次の会務を行う。

一 運営全般を協議する。

二 学年・専門部・委員会の連絡調整をはかる。

三 総会に提出する議案を協議する。

四 必要に応じ、予算の補正その他重要な会務について審議する。

第30条 常任委員会は、会長が必要と認めたとき、または、常任委員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第31条 常任委員会は、2分の1以上の出席により成立し、議事は過半数により決する。

第32条 常任委員会は、常任委員以外に必要と認めた人の出席を求め意見を聞くことができる。

第11章 学級・学年PTA

第33条 学級PTAは、学級の保護者と担任教師で構成し、本会の目的のため、細則の定めるところにより活動する。

第12章 専門部・委員会

第34条 この会の活動を充実させるために各専門部・委員会をおく。各専門部・委員会の活動目的・内容については、細則に定める。

第13章 細則

第35条 会の円滑な運営を行うために、常任委員会において、会則を補完する細則を定めることができる。細則の設定と改廃は総会に報告する。

第14章 改正

第36条 この会則は、総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第37条 この会則の改正にあたっては、総会の1週間前までに全会員にその改正案が提示されなければならない。

第38条 会則・細則の改正については、少なくとも5年ごとに特別委員会を組織し改正の必要性を十分に検討する。改正案は常任委員会で審議する。

附則

昭和52年 4月 1日から施行する。

昭和54年 5月26日から施行する。

昭和56年 5月20日から施行する。

昭和59年 5月22日から施行する。

昭和61年 5月20日から施行する。

平成 1年 5月24日から施行する。

平成 4年 5月24日から施行する。

平成 5年 5月 7日から施行する。

平成 8年 5月14日から施行する。

平成 9年 9月 1日から施行する。

平成10年 5月30日から施行する。

平成11年 4月30日から施行する。

平成12年 5月20日から施行する。

平成13年 5月11日から施行する。

平成17年12月15日から施行する。

平成22年 5月13日から施行する。

平成25年 5月 9日から施行する。

平成26年 5月 8日から施行する。

平成28年 5月 7日から施行する。

平成30年 5月12日から施行する。

令和 4年 5月13日から施行する。

さいたま市立指扇小学校 P T A 細則

この細則は、さいたま市立指扇小学校PTA会則(以下「会則」)第35条に基づき、会則の運用に必要な事項を定める。

第1章 協力する団体・機関

- 第1条 会則第3条に規定する協力する団体・機関には、次の団体・機関が含まれ、協力関係にあることを明示する。
- 一 日本全国のPTAとその関係団体。さいたま市PTA協議会西区連合会に、会員1人あたり年間90円を納め、必要に応じて役員を派遣する。
 - 二 給食業者選定委員会、その他入札に係る委員会へ必要に応じて役員と委員を派遣する。
 - 三 青少年育成指扇地区会・その他必要に応じて役員を派遣する。
 - 四 地域の学童保育、自治会、公民館、子供会、体育振興会、安全協会、青少年相談員、地域のボランティア団体、その他団体に必要に応じ協力、連携する。

第2章 選挙推薦委員会

- 第2条 会則第21条第2項により、本部役員を選出するために選挙推薦委員会をおく。
- 第3条 選挙推薦委員会は地区環境部役員選出後に常任委員会が設置する。
- 第4条 選挙推薦委員会は次の委員で構成する。
1. 各地区代表 4名
- 第5条 正副選挙推薦委員長は委員の互選により選出され、委員の名簿を公表する。
- 第6条 選挙推薦委員会は投票管理者、開票管理者、及び書記を互選し選挙事務の進行をはかる。
- 第7条 選挙推薦委員が候補者になり、役員候補受諾の意思がある場合は、委員を辞任しなければならない。常任委員会は必要に応じて委員を補充する。

第3章 役員候補の選出

- 第8条 会長は、選挙推薦委員長に対し、選出する役員の役職・人数を示す。
- 第9条 選挙推薦委員会は現本部役員に再任の意向を確認し、それを公表する。
- 第10条 候補者を選出するために次のことを行う。
- 一 10月に「推薦・立候補届」を全会員に配付し、候補者を募る。推薦があった場合は、被推薦者の同意を得たうえで候補者とする。立候補者は、選挙推薦委員会への届け出をもって候補者とする。
 - 二 役職説明会を開催し、候補者が現役員から職務の内容について説明を受ける機会を設ける。選挙推薦委員会は開催日時の調整にあたる。
 - 三 役職説明会後に候補者の意向を確認し、本人の同意を得たうえで3月末日までに本部役員候補者を全会員に知らせる。

- 四 会計監査は、現本部役員および教職員の推薦をもって選出を行う。被推薦者の意向を確認し同意を得たうえで、3月末日までに候補者を全会員に知らせる。
 - 2 第8条に定める人数になるまで、前項第一号から第四号を必要に応じて繰り返す。
 - 3 役職は、選挙推薦委員会立会いのもと、3月末日までに話し合いをもって選出する。
 - 4 定めのない事項については、選挙推薦委員会において決めることができる。
- 第11条 本部役員以外の役員、係の選出に当たっては、各クラスで選出する。
- 2 児童ごとに会員の役員経験年数を申告し、経験年数の長い会員の希望を優先させることができる。
 - 3 1年生の役員選出にあたっては、役員経験者が助言する。

第4章 予算の執行

- 第12条 会則第15条第4項に定める予算の執行範囲は次のとおりとする。
- 一 PTA活動費
 - 2 執行にあたっては、最低限度の支出にとどめるよう努めなければならない。

第5章 本部

- 第13条 本部は本部役員で構成し、児童の教育と福祉の目的で、保護者と学校職員が協力するための交流の助成を目指すものとする。
- 第14条 本部会は会長が招集し、随時開催する。
- 第15条 本部会の構成員は本部役員、顧問および相談役とする。ただし、顧問および相談役は本部会での議決権を有さない。
- 2 本部会は次のことを行う。
 - 一 総会および常任委員会に提出する議案の企画審議
 - 二 学年委員会、専門部、サークル、その他PTA諸活動を速やかに円滑に行うための連絡調整および助言
 - 三 他の委員会、専門部に属さない事項に関すること。
 - 四 その他、PTAの運営に必要なこと。
 - 3 本部役員を1年間きちんと務めた場合は、他の役員を2年間務めたものと見なす。
 - 4 本部役員を連続2年間きちんと務めた場合は、その世帯は今後の役員及び係の選出を免除される。

第6章 学級・学年PTA

- 第16条 学級は全会員によるPTAの基礎組織とする。
- 第17条 学級は、会員の互選で2名のクラス委員を選出する。ただし、クラス委員と専門部員は兼任しない。クラス委員は担任教師とともに学級委員会を構成する。

- 2 学級の保護者と教師は、児童の学習や生活などについて、話し合い学び合
って、その解決と向上をはかる。
- 3 PTA懇談会は学級保護者会時および必要に応じて随時開催する。クラス委
員はPTA懇談会など学級の世話をする。
- 第18条 学年ごとに、クラス委員と担任教師で学年委員会を構成し、互選で正副委員
長を選ぶ。副委員長は2名とし、内1名は教職員とする。
- 2 学年委員会は、各学級からの意見や要望を、常任委員会や専門部会に申し
入れる。また、常任委員会や専門部会の決定事項を各学級に伝える。
- 3 学年委員会は学年としての学習会や懇談会などを、必要に応じて随時開催
する。
- 第19条 必要に応じて、各学級に係をおく。係の種類と人数は常任委員会で定める。

第7章 専門部・委員会

- 第20条 この会の活動を充実させるために、次の専門部をおく。
 - 1. 文化教育ECO部(文教ECO部)
 - 2. 広報部
 - 3. バザー部
 - 4. 地区環境部
 - 5. ベルマーク部
 - 6. 選挙推薦委員会
- 第21条 文化教育ECO部(文教ECO部)の構成員は次のとおりとする。
 - 一 各学級から選出された部員と担当の学校職員で構成される。
正副部長は、前年度中に立候補又は推薦にて選出されるか、各学級から選
出された部員の中から互選する。
 - 2 活動内容は次のとおりとする。
 - 一 児童の教育と環境を良くするために、保護者と教師が学習する活動の場を提
供する。(後援会・学習会・座談会など)
 - 二 指扇小学校独自の「り・ユース活動」を継承すると共に、様々なECO活動に
発展させて行き、実践する。(各り・ユースの会、物品の回収等)
 - 三 上記の活動に伴う、啓発や告知の広報活動。
- 第22条 広報部の構成員は次のとおりとする。
 - 一 各学級から選出された部員で構成される。
正副部長は、前年度中に立候補又は推薦にて選出されるか、各学級から選
出された部員の中から互選する。
 - 2 活動内容は次のとおりとする。
 - 一 PTA機関紙の編集と発行、その他の広報活動を行う。
- 第23条 バザー部の構成員は次のとおりとする。
 - 一 各学級から選出された部員で構成される。

正副部長は、前年度中に立候補又は推薦にて選出されるか、各学級から選出された部員の中から互選する。

2 活動内容は次のとおりとする。

一 指扇小PTAバザー実行委員としてバザーの企画運営に当たる。

第24条 地区環境部の構成員は次のとおりとする。

一 地区内に居住する会員から選出された部員と担当の学校職員で構成する。

2 活動内容は次のとおりとする。

一 児童の校外生活の向上と地区環境の改善、通学路等の安全対策に関する活動を行う。

3 学区内の区分けと部員数は別表を標準とする。ただし、地域の実情に応じ、改選時に会長が人数を指定する。

4 地区ごとに部員の中から地区長を選出し、その中から各ブロック1名をブロック長とする。

5 部長・副部長は順番によりブロック長があたり、常任委員会に出席し、各地区との連絡調整をはかる。

第25条 ベルマーク部の構成員は次のとおりとする。

一 各学級から選出された部員で構成される。

正副部長は、前年度中に立候補又は推薦にて選出されるか、各学級から選出された部員の中から互選する。

2 活動内容は次のとおりとする。

一 児童の学習環境の充実を図るために、ベルマークの収集作業をサポートし、収集の呼びかけをする。

第8章 特別委員会

第26条 常任委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設けて活動を進めることができる。

2 設立と解散は、常任委員会の承認を得る。

3 構成員の中から正副委員長を互選する。正副委員長は非常任委員となる。

4 年度初めに、委員名簿・前年度会計報告などを常任委員会に提出する。

5 常任委員会の承認を得て活動費を使うことができる。

6 常任委員会に活動を報告する。

第9章 PTAサークル活動

第27条 サークル活動を希望するものは、常任委員会に届け出て活動を行うことができる。

2 設立と解散は、常任委員会の承認を得る。

3 部員の中から正副部長・会計を互選する。正副部長は非常任委員となる。

4 年度初めに、部員名簿・前年度の活動および会計報告・サークル活動確認書などを常任委員会に提出する。

5 年度ごとのサークル活動は、PTA会員5名以上をもって成立する。

- 6 常任委員会の承認を得て活動費を使うことができる。ただし、上限を2万円とする。
なお、活動費は備品、什器、資料(書籍)の購入のみにあてることができ、消耗品の購入にあてることができない。

第10章 経理

- 第28条 一般会計は、会員の会費による定期収入にて、会の通常の活動遂行に使用する。
- 2 会費の納入は原則年1回とするが、会員の転入時においては、速やかに残月分の会費を納入する。
- 3 転出時においては、届出をもって残月分の返金を受けることができる。
- 第29条 特別会計は資源回収等の収益金、および一般会計の繰越金の一部をあてる。
- 2 教育環境整備、PTA活動の補助、積立金、準備金に使用する。
- 3 10万円以上の支出については、常任委員会の承認を得て使用する。
- 第30条 積立金は単年度予算ではまかなえない使用目的のため、一般会計・特別会計から計画的に積み立てる。
- 2 10万円以上の支出については、常任委員会の承認を得て使用する。
- 第31条 準備金は備品の購入や修繕等に備え、一般会計・特別会計から積み立てる。
- 2 10万円以上の支出については、常任委員会の承認を得て使用する。
- 第32条 一般会計より、バザー運営費をバザー運営通帳として使用する。
- 2 バザー運営通帳は支出を仕入れ・会場設営等に使用し、バザー総売り上げをすべて入金する。
- 3 バザー総売上より支出を差引き収益金とする。

第11章 個人情報等の取扱い

- 第33条 本会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用管理については、「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

別表

ブロック	地区	構成員数
別所	別所	2 名
	第 1 ライオンズ	2 名
	住友	1 名
	高木・西大宮 2 丁目	2 名
宝来	下宝来 1	2 名
	下宝来 2 (県営住宅含む)	3 名
	中宝来	2 名
	ホームズ	1 名
氷川	赤羽根	3 名
	琵琶島平・新屋敷 B	1 名
	ユーアイ・コスモ	1 名
	指扇台団地	2 名
下郷	第 2 ライオンズ	1 名
	けやき台	1 名
	下郷	2 名
	新屋敷 A	1 名
	ポラス	1 名
西大宮	中郷	4 名
	上郷	3 名
	ルピアコート西大宮	3 名
	宿	4 名
ローテーション表より選出された 部長・副部長		2 名
合計		4 4 名

※部長・副部長は地域ごとに輪番制となるため、部長・副部長のいる地区は1名部員を増員する。
但し、地域の実状に応じて会長が改選時に人数を指定するものとする。

旅費規程

会則第4条により、次のとおり定める。

本会の会員が、会務により出張するとき、以下により旅費を支給する。

1. 交通費

- ① 公共機関を原則とした精算払いとする。なお、自宅ないし学校を起点とする。
- ② 自動車利用は原則禁止とするが、やむを得ない場合は、会長へ報告する。
ただし、万一の場合保険等においては、本人の負担とする。
自動車利用の場合は、学校と用務地の直線距離 4km 以内 220 円、4km 超 360 円とする。

2. 食費

午前・午後にわたる場合、1,000 円程度とする。

3. 宿泊費

宿泊を伴う出張は、原則として、1 泊につき午前・午後にわたる場合、宿泊費を常任委員会の承認を受けて、全額支給する。

慶弔表彰規程

会則第4条第5項により、次のとおり定める。

4. 慶 弔

(1) 慶 事

- ① 学校職員の結婚 5,000 円
- ② 学校職員及びその配偶者の出産 5,000 円

(2) 弔 事

- ① 会員(保護者及び学校職員) 5,000 円
- ② 会員の本校在籍児童 5,000 円
- ③ 学校職員の配偶者 5,000 円
- ④ 学校職員の子供 5,000 円
- ⑤ 学校職員の父母 5,000 円
- ⑥ その他学校教育及びPTA活動に著しく功績があった者
5,000 円
- ⑦ 前項の場合は、正副会長・校長・教頭の合議のうえ決定する。

(3) 見舞金

- ① 会員(保護者及び学校職員) 5,000 円
不慮の災害等必要と認めたときは、正副会長・校長・教頭の合議のうえ決定する。

5. 表 彰

(1) 転退職

- ① 本部役員 感謝状または記念品
- ② 学校職員 感謝状または記念品

(2) その他学校教育及びPTA活動に著しい功績があった者に、感謝状または記念品を贈呈する。

(3) 上記の記念品の贈呈に関しては、常任委員会にて合議のうえ決定する。

附 則

1. 本規程執行には記録簿を具備する。
2. 本規程は昭和54年 5月26日から施行する。
昭和56年 5月20日から施行する。
平成 1年 5月24日から施行する。
平成 2年 5月23日から施行する。
平成12年 5月20日から施行する。
平成15年 5月 9日から施行する。
平成17年12月15日から施行する。
平成24年 5月11日から施行する。
平成25年 5月 9日から施行する。
平成27年 5月 9日から施行する。
平成28年 5月 7日から施行する。
平成29年 5月13日から施行する。
平成30年 5月12日から施行する。
令和 1年 5月11日から施行する。
令和 2年 6月26日から施行する。
令和 4年 5月13日から施行する。
令和 6年 5月14日から施行する。
令和 7年 5月14日から施行する。
令和 8年 5月18日から施行する。

さいたま市立指扇小学校PTA

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 さいたま市立指扇小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者はPTA本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1)PTA活動名簿の作成及び管理
(緊急連絡名簿、役員・委員・係名簿、PTA会費集金)
- (2)登校班編成、交通安全指導員(旗振り編成)、下校パトロール編成
- (3)PTA活動に関する連絡、役員・係の選出、学校行事支援

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

- 2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 本会はPTA役員に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本規程は、平成30年5月12日より施行する。

学校の沿革

明治	06.06.03	清河学校を清河寺に設置
	06.06.28	宝来学校を宝来、明現寺に設置
	08.04.01	宝来学校を別所、福正寺に移転
	16.11.01	宝来学校を、指扇に二分する
	19.04.01	清河学校を宝来、指扇2校に併合し、培成学校と改称
	19.09.01	字清河寺中原に校舎新築
	26.04.01	培成学校を第二指扇尋常小学校と改称し、指扇、峰岸分教室を第一、第三小学校とする
	40.04.30	指扇実業補習学校設置
大正	13.03.14	指扇高等小学校となる
昭和	02.03.31	指扇尋常高等小学校とし三分教場となる
	16.04.01	指扇国民学校となる
	18.08.31	分校を廃し全児童本校に収容
	22.04.01	指扇村立指扇小学校と改称
	30.01.01	大宮市に合併し校名を大宮市立指扇小学校と改称
	37.12.08	校旗・校歌制定
	44.02.15	校舎鉄筋化工事
	45.03.25	プール完成
	48.06.03	開校100年を記念して「開校百年祭」を举行
	53.04.01	指扇北小学校新設 本校より分離
	54.05.24	体育館完成
	56.12.15	校舎鉄筋化工事 第5次・給食室増築
	57.03.06	築山(サツキ山)、池(ヒョウタン池)設置
	59.12.31	体育館ステージ奥袖幕・国旗、理科観察園設置
	61.02.28	南門・校庭通路設置
平成	元.12.01	理科園3基設置
	02.03.01	岩石園設置
	05.11.02	開校120周年記念式典
	13.05.01	三市合併により校名をさいたま市立指扇小学校と改称
	13.07.19	「サツキ山」を「さつき山花壇」に改修
	17.06.01	ビオトープ設置
	21.12.15	「チャレンジスクール推進モデル校」研究指定
	23.04.01	石井 寛 第28代校長に補せられる
	25.06.03	開校140周年を迎える
	26.04.01	紺野 達郎第29代校長に補せられる
令和	29.04.01	逸見 修治第30代校長に補せられる
	02.04.01	青木 貴 第31代校長に補せられる
	04.04.01	引間 陽子第32代校長に補せられる
	04.04.01	コミュニティ・スクール開設「笑顔の花咲く指扇」
	05.11.25	開校150周年記念式典及び記念音楽会
	06.11.29	リフレッシュ工事に伴う仮設校舎完成
	07.04.01	小松 伸弘第33代校長に補せられる

※一部抜粋(詳細は指扇小学校ホームページをご覧ください)